

女性のための就農支援

大分県では、「農業」が多様化する女性の働き方に柔軟に応えることができると考えており、農業現場で活躍できる新規就農者を確保するため、女性農業者に関する情報発信や女性が農業に触れる機会を提供しています。

活躍する農業女性の情報発信

- 女性向け情報誌、SNS等でのPR
- 女性就農希望者向け冊子作成

農業・農村の理解促進

- 就農セミナー
- バスツアー・インターンシップ等



▲女性が代表をつとめる法人などの視察を行う、女性就農バスツアーの様子

女性新規就農者数の推移(人)

年度	自営就農	雇用就農	合計
H29	33	21	54
H30	44	17	61
R1	48	21	69
R2	46	29	75
R3	47	31	78

女性就農者の紹介

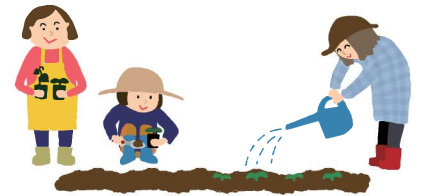
- 大分市 なら農家

📺 <https://youtu.be/QE5f9zHmc7M>



- 由布市 いちご農家

📺 <https://youtu.be/2CkNBmflWjg>



中高年のための就農支援

大分県では、県外から移住就農を希望する中高年の方に対し、就農前の農業技術や知識を習得するための研修を後押しする、移住者限定の**大分県中高年移住就農給付金**を準備しています。

大分県中高年移住就農給付金

1) 対象者

- ・ 県外から大分県に移住し就農予定の方
- ・ 研修終了後の就農予定時に50歳以上55歳未満で、独立自営就農を目指す方

2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大100万円/年、最長2年間**(研修期間中に限る)

3) 給付要件

- ・ 大分県認定研修機関で研修を受けること(P4 就農学校・ファーマーズスクール参照)
- ・ 研修期間が1年以上で、かつ年間研修時間が1,200時間以上であること
- ・ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと
- ・ 研修終了後1年以内に、独立・自営就農(各種要件あり)をすること
- ・ 研修終了後1年以内に、市町村長が認める認定新規就農者となること
かつ人・農地プランの中心経営体と位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・ 大分県内へ住民票を移してから概ね1年以内の者であること

※別途、給付の停止及び返還要件があります。

親元就農 農家子弟のための就農支援

大分県では、自営就農者の約半数を農家子弟が占めており、重要な担い手と位置付けています。農家子弟の就農意欲の喚起と定着を図るために、就農時50歳未満の親元就農者に対して給付金を給付する大分県親元就農給付金制度を設けています。

親元就農者とは？

3親等以内の者※が経営主である経営体において、専ら農業に従事する方です。

※3親等以内の者:父母、祖父母、兄弟姉妹、おじおば等の親族

どんな種類があるの？

準備型(就農前)

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する親元就農予定者を支援。

開始型(就農後)

経営を発展するため、親元就農後、農業に専念する者を支援。

自営就農に占める農家子弟の推移(人)

年度	自営就農	うち農家子弟
H29	158	87
H30	176	82
R1	167	79
R2	153	61
R3	156	63

大分県親元就農給付金

準備型(就農前)

1) 対象者

- ・親元就農予定時の年齢が、原則55歳未満の者
- ・就農について強い意欲を有している者
- ・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・最大150万円/年、最長1年間

※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・大分県立農業大学校農学部2年生又は研修部生(長期コースのみ)であること
※ただし、研修部の職業訓練生は除きます。
- ・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること
- ・研修終了後1年以内に家族経営協定を締結し、かつ就農予定地域の農・農地プランに中心となる経営体として位置づけられること等
※別途、給付の停止及び返還要件があります。

開始型(就農後)

1) 対象者

- ・親元就農時の年齢が、原則55歳未満で、就農後、1年未満の者
- ・就農について強い意欲を有している者
- ・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・最大100万円/年、最長2年間

※ただし、準備型給付期間を含みます。

※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・家族経営協定を締結していること
- ・人、農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること
- ・家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となるような経営発展計画を作成し市町村長に認められること
- ・家族経営協定に記載されている者の所得が、3年平均で1人あたり400万円以下であること
※別途、給付の停止及び返還要件があります。